

【特掲診療料に関するお知らせ】

当薬局は、中国四国厚生局へ届出を行い、下記の調剤に関する基準を満たしています。

■ 調剤基本料2 （調基2）第51号

当薬局は、地域の医療機関との連携状況や薬局の体制に基づき、調剤基本料2を算定する薬局として届出を行っています。

■ 地域支援・医薬品供給対応体制加算5 （地支5）第37号

当薬局は、以下のような体制を整えています。

- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的採用
- ・ 地域の医療機関・介護事業所との連携体制
- ・ 在宅医療への対応（訪問薬剤管理指導など）
- ・ 医薬品の安定供給体制の確保
- ・ 副作用・相互作用・残薬の確認と医師への情報提供
- ・ 災害や緊急時における医薬品供給体制、地域支援体制の整備
- ・ 地域住民への医薬品に関する相談対応
- ・ 開局時間外の調剤、在宅対応
- ・ 夜間休日を含む時間帯の相談体制の整備

■ 電子的調剤情報連携体制整備加算 （薬DX）第307号

当薬局では、電子処方箋やマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認システム等を活用し、患者さまの調剤情報を電子的に管理・共有できる体制を整えています。また、薬剤師が必要な情報を適切に確認し、医療機関との連携を強化する体制を整え、患者さまの治療に役立てます。

- ・ 電子処方箋への対応
- ・ 調剤情報の電子的な記録・管理
- ・ 医療機関との情報連携の強化
- ・ 薬剤の重複投与や相互作用の確認の効率化
- ・ 過去の薬剤情報や特定健診情報を確認し、より適切な服薬指導の実現
- ・ 災害時や他の医療機関受診時にも、必要な情報を迅速に共有

■ 連携強化加算 （薬連強）第281号

患者さまの服薬状況、副作用、残薬、複数医療機関の受診状況などを、必要に応じて医療機関と共有し、治療の質向上に役立てる体制を整えています。

- ・ 医師や他の薬局との情報共有
- ・ 残薬の確認と調整
- ・ 副作用や相互作用のリスク管理
- ・ 地域医療との連携強化

■ 調剤ベースアップ評価料 （調剤ベ）第682号

薬剤師が行う調剤・服薬指導・薬学的管理の質を維持・向上させるための体制を整えている薬局として評価されるものです。

■ 服薬管理指導料の注１（服管か薬）第５５３号

患者さまが特定の薬剤師を「かかりつけ薬剤師」として指名し、継続的に薬学的管理・指導を受けられる制度です。服薬状況、副作用、残薬、複数医療機関の受診状況などを総合的に把握し、より安全な薬物治療を支援します。また、かかりつけ薬剤師が、患者さまの薬学的管理を包括的に行う体制を整え、必要に応じて医療機関との連携や情報提供を行います。継続的なフォローアップを通じて、治療の質の向上に努めています。

当薬局は、中国四国厚生局へ届出を行い、下記の加算を算定する場合があります。

■ 特定薬剤管理指導加算２（特薬管２）第５号

患者さまの薬剤の使用状況、副作用、相互作用、残薬の状況などを踏まえ、薬学的管理・指導をより適切に行うための加算です。（下記のような場合に算定されます。）

- ・ 高度な薬学的管理が必要な場合
- ・ 複数の医療機関・薬剤の情報を総合的に確認する場合
- ・ 副作用や相互作用のリスクが高い場合

当薬局は、在宅医療を必要とされる患者さまに対して、安全で適切な薬物治療を提供するため、以下の体制について中国四国厚生局へ届出を行っています。

■ 在宅患者訪問薬剤管理指導料（在薬）第２５６８号

薬剤師がご自宅や施設を訪問し、服薬状況の確認、副作用のチェック、残薬調整、医師への情報提供などを行います。

■ 在宅薬学総合体制加算２（在薬総２）第１９７号

医師・訪問看護・介護事業所などと連携し、在宅療養中の患者さまに高度な薬学的管理・指導を行う体制を整えています。

■ 無菌製剤処理加算（在菌）第３７４９号

無菌環境での調製が必要な薬剤（点滴・注射薬など）について、専用設備を用いて安全に調製できる体制を整えています。

■ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（在医麻）第６１号

医療用麻薬を用いた持続注射療法が必要な患者さまに対し、適切な管理・供給・指導を行う体制を整えています。

■ 在宅中心静脈栄養法加算（在中栄）第６２号

中心静脈栄養（IVH）を行う患者さまに対し、必要な薬剤・輸液の供給および薬学的管理を行う体制を整えています。

患者さまに安心してお薬を受け取っていただけるよう、適切な調剤と医薬品の供給に努めております。
ご不明な点がございましたら、薬剤師へお尋ねください。